

斜里町内の漁港で漁船以外の船舟が使用可能な施設（平成 24 年度版）

斜里町内の漁港で漁船以外の船舟が使用できるのはウトロ漁港及び知布泊漁港で、その施設・期間・受入隻数(許可枠)は以下のとおりです。なお、観光船(漁船以外の船舟のうち漁港を起終点とした海上運送法に基づく国内旅客船事業の許可を有する船舟又は届出済みの船舟(以下「観光船」という))として許可を受けた船舟以外は、観光船として漁港施設を使用することはできません。

□ウトロ漁港で漁船以外の船舟が使用可能な施設(平成 24 年度)

施設	使用できる船舟	受入期間	受入隻数
東防波堤 160m	漁船以外の船舟が一定の期間以上の係留に使用できる。	漁船以外の船舟(観光船を除く)は、平成 24 年 5 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで。観光船は、平成 24 年 4 月 15 日から平成 24 年 11 月 30 日まで(受付期間は 3 月 1 日から 3 月 15 日まで)。	39 隻以内。ただし、漁船以外の船舟(観光船を除く)にあつては 30 隻以内。観光船にあつては 9 隻以内。
東防波堤 20m	乗客(遊漁者)の乗降のために寄港した漁船以外の船舟(遊漁船)の一時係留に使用することができる。	平成 24 年 5 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで(1回の使用可能時間は 24 時間以内)。	6 隻以内。
東防波堤 10m	寄港した漁船以外の船舟の一時係留に使用することができる。	平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 8 月 15 日まで(1回の使用可能時間は 24 時間以内)。	1 隻以内。
北防波堤 100m	観光船が一定の期間以上の係留に使用できる。	平成 24 年 4 月 20 日から平成 24 年 10 月 31 日まで(受付期間は 3 月 1 日から 3 月 15 日まで)。	2 隻以内。
東防波堤 100m	北防波堤 100m で観光船として漁港施設使用許可を受けた船舶と同一の船舶が、一定の期間以上の係留に使用できる。	平成 24 年 4 月 20 日から平成 24 年 10 月 31 日まで(受付期間は 3 月 1 日から 3 月 15 日まで)。	2 隻以内。
道路護岸 45m	東防波堤 160m で観光船として漁港施設使用許可を受けた船舶と同一の船舶が、乗客の乗降を伴う一時係留又は一定期間以上の係留に使用できる。	平成 24 年 4 月 15 日から平成 24 年 11 月 30 日まで(受付期間は 3 月 1 日から 3 月 15 日まで)。	9 隻以内。
	西船揚場を利用するプレジャーボート等が、観光船の客の乗降及び係留を妨げない範囲で一時係留に使用できる。		
西船揚場 10m	プレジャーボート等(観光船を除く)がトレーラーを使用した上下架および一時係留に使用できる。	平成 24 年 5 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで。	

□知布泊漁港で漁船以外の船舟が使用可能な施設(平成 24 年度)

施設	使用できる船舟	受入期間	受入隻数
西防波堤 150m	漁船以外の船舟(観光船を除く)が一定の期間以上の係留に使用できる。	平成 24 年 5 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで。	25 隻以内。
船揚場 10m	プレジャーボート等(観光船を除く)がトレーラーを使用した上下架および一時係留に使用できる。	平成 24 年 5 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで。	